

＊弁護士に聞く！＊

THE WEEKLY
PRESS NET

×

ASUKA
Law Firm

弁護士
法人

あすか

ご相談に寄せられた中で、今回は弁護士の報酬基準に関するご相談を取り上げてみたいと思います。

第5回 弁護士に相談や依頼をすると費用はどのくらいかかるの？

今回の質問に
回答してくださるのは…



弁護士法人あすか
弁護士 今田 健太郎さん

Q 弁護士などの専門家に依頼した場合、消費者金融会社等の貸金業者から不当に取り立てられた利息を返還してもらえないケースがあると聞きましたが、弁護士費用などでほとんど手元に残らなかったという話も聞きます。相談料や報酬はどのようにして決められるのですか。

A 弁護士に相談したい、弁護士に依頼したい、と思っても費用がどの程度かかるか分からないという理由で、躊躇されている方々は結構いらっしゃいます。

しかし、弁護士は各自で報酬基準を作成しなければならず、原則としてこの報酬基準をもとにして弁護士報酬を決定していますので、大まかな金額は算定できます。事件を依頼する時点で報酬についての説明がないような弁護士には依頼すべきではありません。

ご質問のケースですが、取り戻した過払金で、他の債務の返済を行ったりした場合には、結果的に依頼者の元に過払金が戻ってこない可能性はありますが、完済した業者の過払金返還

のみを依頼された場合に、すべてが弁護士費用になるケースは、一般的な報酬基準であれば、考えにくいものと思われます。

当法人の場合、報酬基準を用意しておりますので、債務整理(過払回収を含む)や離婚、遺産分割、交通事故等については、どの程度の着手金や報酬金が発生するかという点については、お問い合わせ頂けましたら、報酬基準表を元にご説明することが可能です。ちなみに、法律相談料は30分で5250円頂いておりますが、債務整理や交通事故の法律相談は初回無料でお受けしております。

このほか、弁護士に相談する費用がないという方であっても、一定の収入の要件を満たせば、法テラスを利用した無料相談などの援助制度も利用できます。

弁護士に依頼するということは、一生に一度あるかないかという方も多くいらっしゃいます。後々、報酬の金額で問題が発生しないよう、十分に説明を受けて頂きたいと思います。

事前にお電話でご予約ください。

ASUKA
Law Firm

弁護士
法人

あすか

〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階

☎082-493-7100

【主な取扱業務】
債務整理・一般民事・相続・交通事故・企業法務・経営再建等
【所属弁護士】今田健太郎・上根裕章・福田浩・谷脇裕子

<http://asuka88.jp/>